



実在する通信販売サイトを装った

偽サイトに注意しましょう…………… P 1

賃貸借契約を理解して、トラブルを防ごう!!…………… P 2-3

気をつけて! ベランダからの子どもの転落事故…………… P 4

編集・発行 板橋区消費者センター

実在する通信販売サイトを装った 偽サイトに注意しましょう

実在する企業のサイトに似せた「偽サイト」を利用してしまい、「注文した商品が届かない」「サイトと連絡が取れない」といったトラブルが多発しています。また、アカウント情報（IDとパスワード）やクレジットカード情報などを盗まれてしまうこともあります。

相談事例 1

SNSを見ていたら、有名家電メーカーの掃除機の広告が出てきた。公式サイトだと思って個人情報やクレジットカード情報を入力して注文したが、商品が届かず、サイトとも連絡が付かない。



相談事例 2

よく利用している通販サイトから「限定セール開催中」という案内のメールが来た。メールに記載されていたURLにアクセスしてIDとパスワードを入力したが、偽サイトであった。

消費者へのアドバイス

- SNSの広告や、メールに添付されたアドレスからではなく、公式サイトやアプリから注文しましょう。
- 不審な点が無いかどうか、記載されているサイトの名称、住所、電話番号をよく確認しましょう。
- クレジットカード番号を入力してしまった場合はカード会社に連絡し、カードの番号を変えましょう。
- 支払い方法が銀行振り込みによる前払いしか用意されておらず、個人名義の口座への振り込みを指定された場合は取引を止めましょう。

商品の購入や契約など消費生活にかかわる相談を無料で受け付けています。

板橋区消費者センター

☎ **03-3962-3511** (相談専用)

〈受付時間〉月曜～金曜 9:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)

〒173-0004 板橋区板橋2-65-6 板橋区情報処理センター 7階

消費者ホットライン ☎ (局番なし) **188**

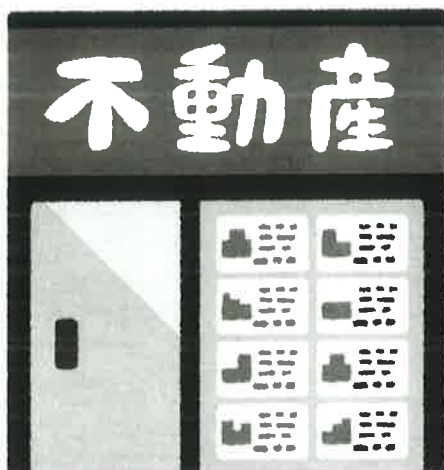
お近くの消費生活相談窓口につながります

まずはお電話を!



賃貸借契約を理解して、トラブルを防ごう！！

住宅の賃貸借契約に関する消費者トラブルは、10～20歳代の若者にもみられます。特に、親元を離れ新たな生活を始める際に賃貸借の契約をすることが多く、トラブルにならないよう注意が必要です。



(例) 物件探しから入居までの流れ

- ①部屋の条件を考えて、物件を探す（1～2週間）
 - ②物件を見学（内見）して決める（1日～1カ月）
 - ③入居申し込みをして重要事項説明を受ける（2日～1週間）
 - ④契約手続きをする
 - ⑤物件の引き渡しを受けて入居する（～1カ月）
- ※（ ）内は必要となる期間の目安

賃貸借契約から退去までの間に寄せられる主なトラブル

賃貸借契約をするときから、入居中、退去のときまでの間に寄せられる主なトラブルには、次のようなものがあります。

契約時

- 申込みのキャンセル可否：契約をやめたい。申込金を返還してほしい。
- 契約内容（特約）への不満：物件自体は気に入っているが礼金の額や特約等に不満だ。
- 保証人：連帯保証人がいるのに保証会社と契約するよう求められた。
- 家賃の支払い：引越し前なのに家賃を請求された。



入居中

- 水漏れやカビ等の不具合：家財に損害を受けた、貸主側が修理してくれない。
- 修理の費用負担：高額な修理費用を請求された。
- 近隣トラブル：近隣の騒音について貸主側が対応してくれない。
- 契約更新時の家賃値上げ、更新手数料、更新拒否

退去時

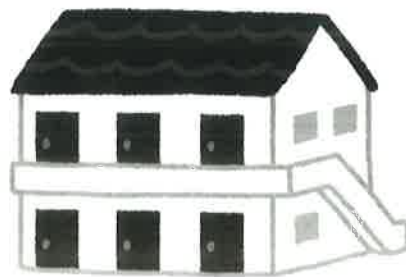
- 原状回復の費用負担：退去時に高額な費用を請求された。
- 解約料、違約金：契約期間途中での退去を申し出たら高額な解約料を請求された。



消費者へのアドバイス

●契約前：部屋は見学（内見）してから決める

ネットの写真等の情報だけで契約することは危険です。内見が可能なら実際の部屋の広さ、設備の状況、周辺の環境などを確認しましょう。



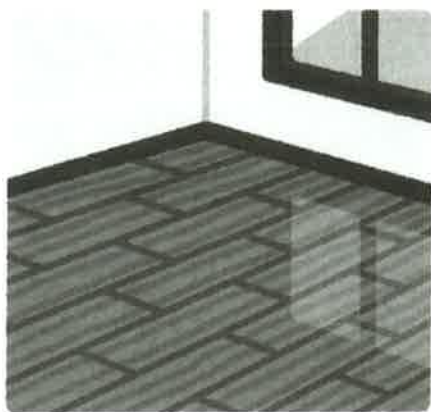
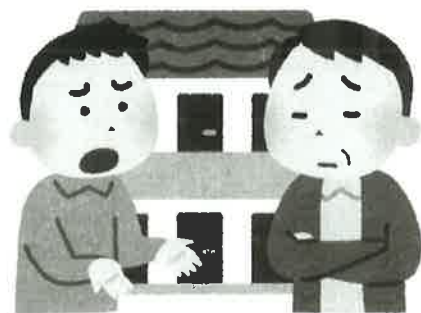
●契約時：契約書類の記載内容や賃貸物件の現状をよく確認しましょう

契約時には、貸主側（大家や仲介業者）から「重要事項説明書」と「賃貸借契約書」を渡されます。契約前に書類の内容をよく確認しましょう。特に、禁止事項、修繕に関する事項、退去する際の費用負担に関する事項のほか、「ルームクリーニング費用は全額借主負担」といった特約がないかについて、必ず確認しておきましょう。

また、入居前に、できる限り貸主側と一緒に賃貸物件の現状を確認しておきましょう。

●入居中：入居中のトラブルは貸主側にすぐ相談しましょう

入居中に、雨漏り等のトラブルが発生したら、すぐに貸主側に連絡し、どうすればよいか相談しましょう。借主自身で修繕できるのはどのような場合か等について、賃貸借契約書の記載を確認しましょう。



●退去時：清算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう

賃貸物件を退去するとき、貸主側と借主のどちらが「原状回復※¹」の費用を負担するかについて、トラブルになることがあります。賃貸物件の退去時は、入居時と同様に、できる限り貸主側と一緒に賃貸物件の現状を確認しましょう。その際、確認した内容をメモに残したり、修繕が必要と思われる箇所の写真を撮るなど証拠となる記録を残しておくことが大切です。

※1 原状回復とは、借主の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・き損を復旧することをいいます。

気をつけて！ベランダからの 子どもの転落事故

小さなお子さんがベランダから転落する事故が、繰り返し起こっています。ご家庭の安全対策についてあらためて確認してみましょう。

■こんなときに事故が起こっています

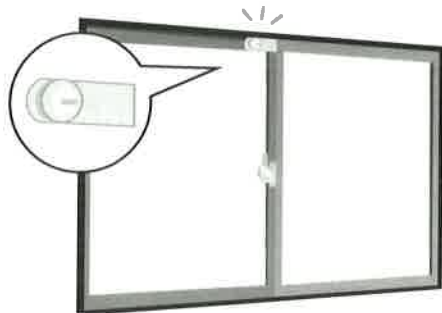
- ・子どもがベランダで遊んでいたところ、置いてあった物に足をかけて柵を乗り越えて転落した。
- ・ごみを出すために少しの間子どもを一人にしてしまったところ、ベランダに出てしまった。



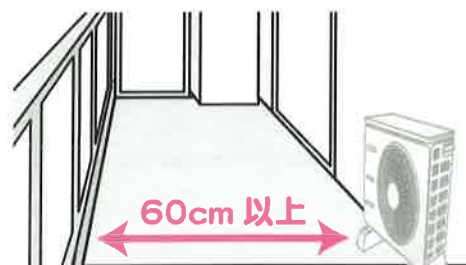
■事故を防ぐポイント

ベランダ周辺環境の見直し

- ・ベランダの柵の近くにプランター、椅子、テーブルなど子どもの踏み台になるような物は置かない。
- ・エアコンの室外機は、柵から60cm以上離すか、上から吊るすなど、設置場所に注意する。
- ・ベランダの出入口には、子どもの手の届かない位置に補助錠をつけ、施錠を忘れない。



- ・子どもの手の届かないところに補助錠



- ・室外機は60cm以上間をあける
- ・台になるような物は置かない

保護者の見守り、子どもへの教育

- ・少しの間でもベランダのある部屋に子どもを一人にしたり、外出しない。
- ・子どもを一人でベランダに出したり、遊ばせたりしない。
- ・子どもにベランダからの転落の危険性について話をする。

広 告



ちょっとしたお家の困りごと
シルバーがお手伝いします!!

- ◆お花の水やり ◆電球交換…1,350円
- 部屋の整理・整頓 ○ガラス拭き ○お風呂場の清掃
- お庭の掃除…2時間3,380円より
- ☆下見のうえ、お見積りいたします。先ずはお電話を!!

会
員
募
集

お仕事したい方もお問合せ下さい!
公益社団法人
板橋区シルバー人材センター
TEL 3964-0871

板橋区消費者センター公式ツイッターのご案内



板橋区消費者センターは消費者トラブルの情報などくらしに役立つ情報をツイッターでタイムリーに発信していますのでフォローよろしくお願いします。下記の「2次元コード」または「URL」からツイッターをご覧ください。

【2次元コード】

公式アカウント shohi_itabashi

【URL】 https://twitter.com/shohi_itabashi

